

第2部 生活環境の現況と対策

第1章 大気

第1節 大気の現況

1 大気汚染常時監視

環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準）が定められている物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び一酸化炭素の6項目については、24時間、通年の常時監視を行うとともに、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、毎月1回の常時監視（モニタリング調査）を行いました。

2 環境基準の達成状況

二酸化硫黄（18局で測定）は、1測定局で環境基準を未達成でした。

二酸化窒素（16局で測定）及び一酸化炭素（5局で測定）は、全測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（13局で測定）は、全局で環境基準を未達成でした。

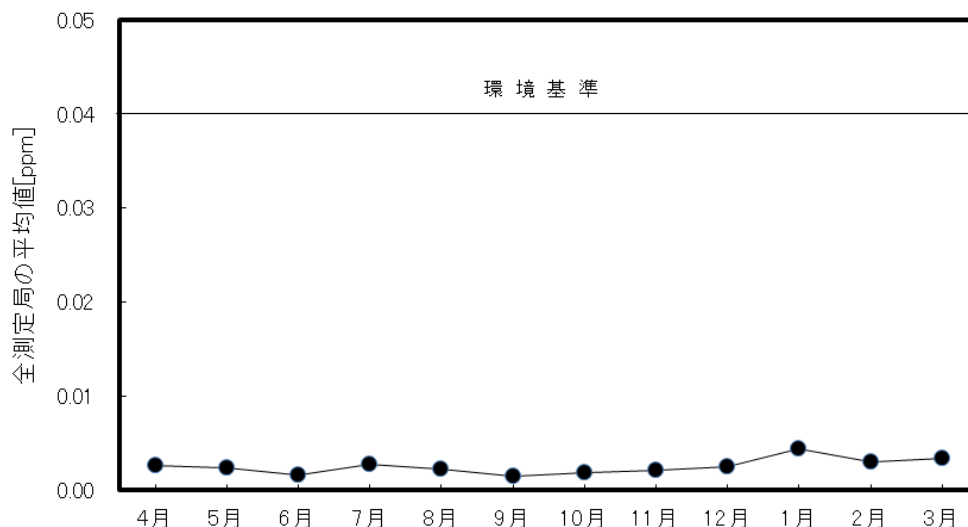
浮遊粒子状物質（16局で測定）は、2測定局で、環境基準を未達成でした。

微小粒子状物質（4局で測定）は、全測定局で、環境基準を未達成でした。

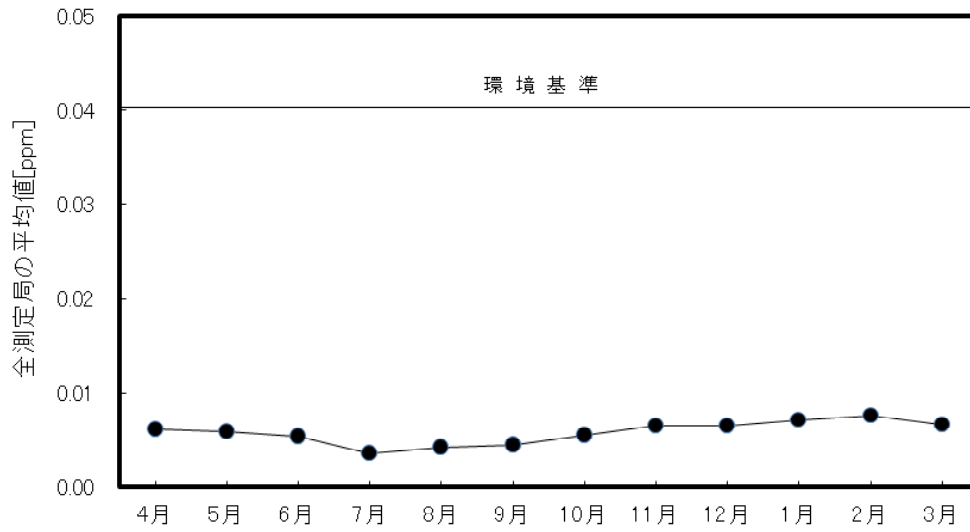
ベンゼン（4地点で測定）、トリクロロエチレン（3地点で測定）、テトラクロロエチレン（3地点で測定）及びジクロロメタン（3地点で測定）は、全測定地点で環境基準を達成しました。

3 汚染物質別月間平均値の推移（常時監視の結果）

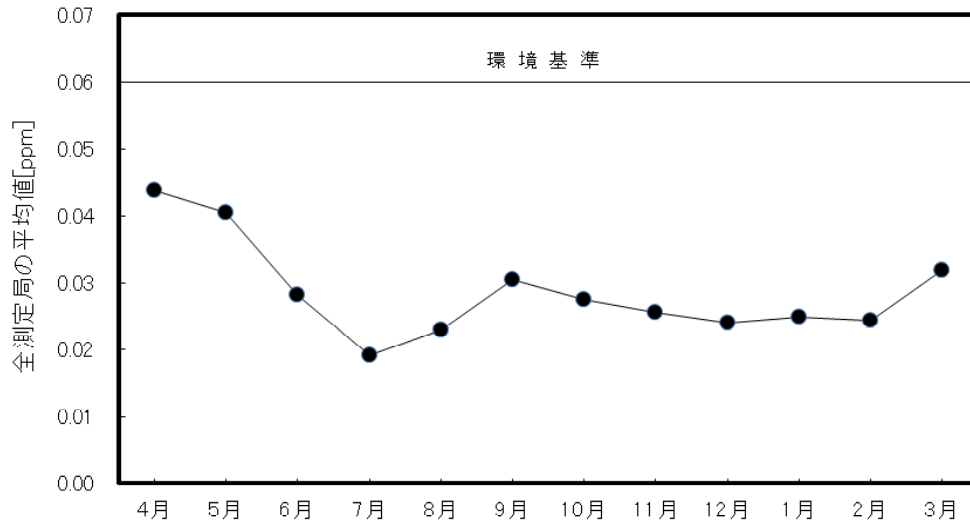
（1）二酸化硫黄（SO₂）



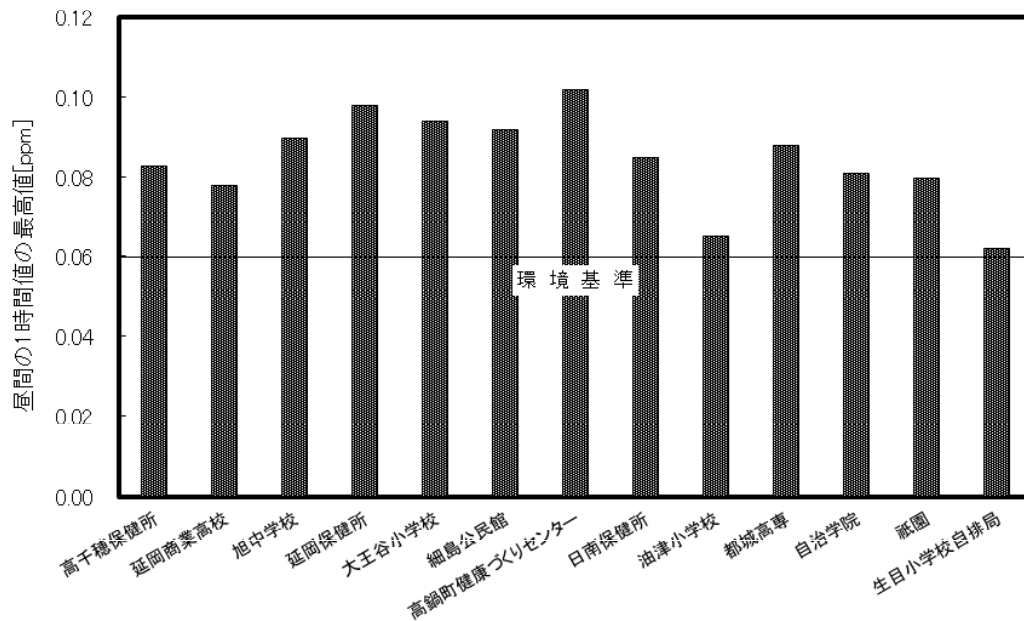
(2) 二酸化窒素 (NO₂)



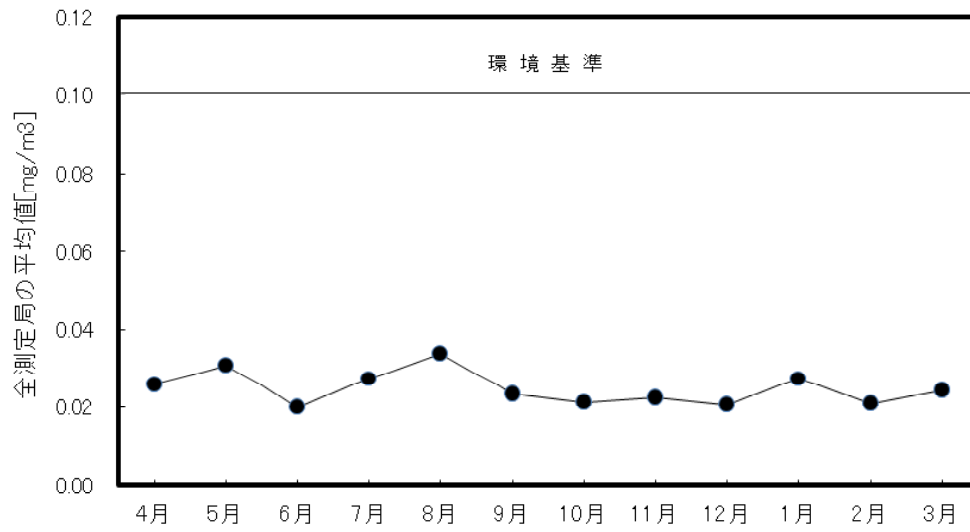
(3) 光化学オキシダント (Ox)



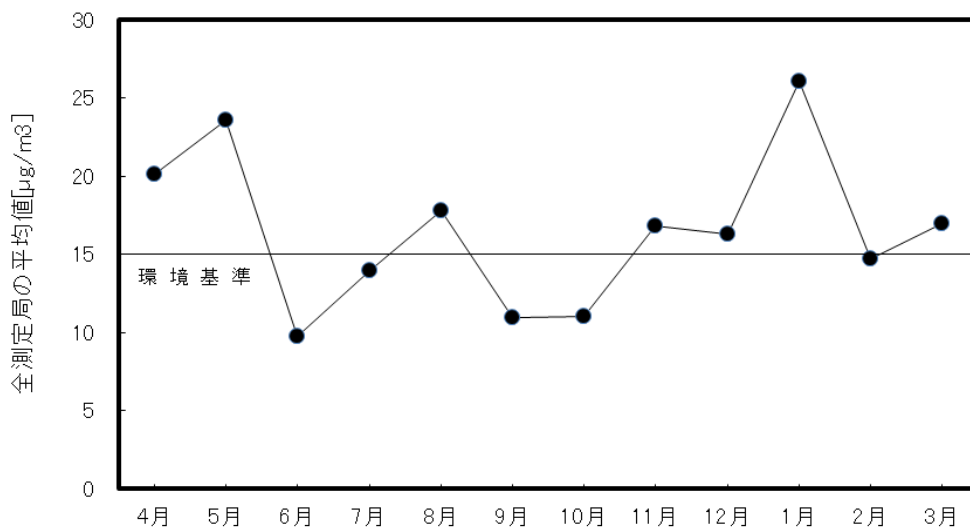
※各測定局における光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値



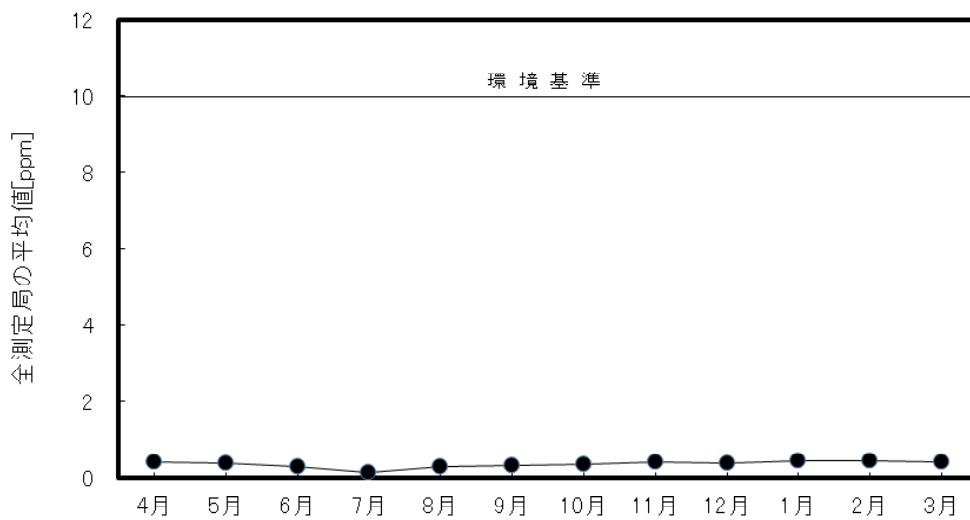
(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)



(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})



(6) 一酸化炭素 (CO)



4 監視測定体制の整備

環境基準達成状況の把握や緊急時の措置のため、県では宮崎市と協力し、一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局5局及び発生源測定局4局を設置し、テレメータシステムにより常時監視を行うとともに、大気環境測定車「さわやか号」による移動監視も実施しています。

5 酸性雨

県では、平成3年度から衛生環境研究所（宮崎市）で、また環境省の委託事業として平成12年度からえびの国設測定所（えびの市）で酸性雨の定点観測をしています。

観測結果は「九州・沖縄・山口地方酸性雨共同調査研究」として取りまとめ、衛生環境研究所年報で毎年報告するほか、ホームページでも公表しています。

第2節 大気汚染の防止対策

1 法律及び条例による規制

(1) ばい煙発生施設等の規制

大気汚染防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づき、ボイラー等のばい煙発生施設、土石の堆積場等の一般粉じん発生施設及び塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設を設置、変更又は廃止する者は、知事又は宮崎市長に届け出なければならないこととなっています。

平成25年度末現在の県内の大気汚染防止法に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が16種類の1,741施設（768工場・事業場）で、そのうちボイラーが1,122施設を占めています。

一般粉じん発生施設は、4種類の664施設（119工場・事業場）で、そのうちコンベアが354施設を占めています。

揮発性有機化合物排出施設は、4種類の11施設（6工場・事業場）となっています。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が1種類（乾燥炉）の7施設（7工場・事業場）、一般粉じん発生施設が3種類の884施設（115工場・事業場）です。

また、吹付け石綿等が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業を行う者は、知事又は宮崎市長に届け出なければならないこととなっており、平成25年度には、県内で57件の届出がありました。

(2) 燃焼不適物の屋外燃焼行為の規制

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づき、燃焼に伴い著しくばい煙又は悪臭を発生する物質（ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、合成繊維、被覆線）の屋外燃焼行為が原則として禁止され、違反して勧告及び命令に従わない場合は、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されます。

ただし、適正な燃焼設備を用いて適切な方法により燃焼させる場合や地域における信仰、年中行事等に関する慣習として少量燃焼させる場合、風水害、震災その他の非常災害に際し、やむを得ず燃焼させる場合については、条例の適用が除外されます。

2 発生源対策

大気汚染防止法及び条例により規制を受けるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の現況を把握するため、随時立入検査を実施し、届出内容、使用及び管理状

況の確認等を行っています。平成25年度は、延べ1,076施設（379工場・事業場）について立入検査を実施し、施設や管理方法の改善等について49の指導を行いました。

また、大規模発生源及び特殊な施設等10施設に対して、延べ34件のばい煙排出量等の測定を実施し、監視指導を行いました。

なお、旭化成ケミカルズ㈱の第1、第2及び第3火力発電所と王子製紙㈱日南工場については、二酸化硫黄や窒素酸化物などの発生源データを中央監視局に伝送し、常時監視を行っています。